

指定給水装置工事事業者 指定申請について（新規・更新登録）

【提出書類一覧】

1. 「指定給水装置工事事業者指定申請書」（様式第1号）（両面）（表・裏）

[添付書類]

- (1) 「定款の写し」（法人の場合）
- (2) 「登記簿の履歴事項全部証明書の写し」（法人の場合）
- (3) 「代表者の住民票」（個人の場合）

2. 「機械・器具調書」（様式第1号別表）

※水道法第25条の3第2項・水道施行規則第20条「国土交通省令で定める機械器具」を記載して、『写真を添付』してください。

3. 「誓約書」（様式第2号）

4. 「給水装置工事主任技術者選任・解雇届出書」（様式第3号）

[添付書類]

- (1) 「給水装置工事主任技術者免状の写し」（国土交通大臣及び環境大臣が交付）
又は「給水装置工事主任技術者証の写し」〈（財）給水工事技術振興財団発行の顔写真入りカード式の物〉

5. 「その他添付書類」

- (1) 「店舗の位置図」※遠隔及び近隣の住宅地図等
- (2) 「店舗及び事務所の写真添付」

6. 「指定給水設置工事事業者の更新期間について」

指定給水設置工事事業者の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

指定の更新を受ける場合は、5年経過する前に更新の手続きを行っていただく必要があります。

対象の事業者には事前に更新手続きの通知を送付いたします。